

## 滝井繁男行政争訟奨励賞推薦要項

### 1 対象

- (1) 研究部門：行政法の基礎理論や立法論・解釈論に関する論稿において、優れた着想や分析を示す成果を発表し、今後の行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与する活躍が期待される若手の研究者
- (2) 実務部門：行政争訟等に関する法律事務において、従前の判例や取扱いの変更を勝ち取るなど、法律実務の改善に顕著なる功績を残し、行政争訟等の発展と国民の権利救済に寄与したと認められる者又は団体

### 2 推薦状の提出

- (1) 個人又は団体は、当該年度に表彰すべきと思料する個人又は団体を、その成果又は功績の概要及び理由を付して推薦することができる。被推薦者を1名又は1団体に絞ることが困難な場合は、複数の推薦をすることができる。
- (2) 推薦は自薦及び他薦を問わない。

### 3 締切日

推薦を希望する個人又は団体は、毎年7月末日までに推薦状を提出する。